

家財保険の保険金額の目安は？



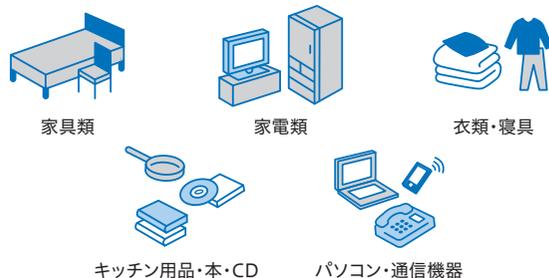
所有する生活家財の価額より保険金額が低い場合

大きな被害に遭った場合などに、生活再建に必要な保険金を十分に受け取れないこともあります。生活家財保険は、保険金額がご自身(同居者を含む)の所有する生活家財の価額と見合ったものに加えることが大切です。

生活家財って何？

生活家財とは、下記のような生活関連の動産全般を指します。

保険の対象となる生活家財の例



保険の対象とならない生活家財の例



環境保護のため、インターネットでの契約内容確認をおすすめします。

■ インターネットによるご契約内容の確認方法

STEP1 「お客さま専用ページ」にアクセス
弊社ホームページ(www.flex-ins.co.jp)より「お客さま専用ページ」を開きます。

STEP2 「お客さま専用ページ」にログイン
後日ご郵送させていただいた「引受通知書」に記載のID・パスワードを入力します。

STEP3 契約内容の確認
契約内容確認画面でご契約内容をご確認ください。

上記の手順は概要です。詳しくは弊社ホームページの案内に従ってください。

お申込みの流れ

- 1 パンフレット・重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)をご確認ください。
- 2 記入例をご参考に、申込書へ必要事項をご記入ください。
申込書記載の「お申込手続きの流れ(Step①〜⑤)」に則って必要事項をご記入ください。
- 3 申込書を当社までご提出ください。

お急ぎの方は
FAXで

03-6911-2095

FAXで申込書をご送信ください。その後すぐに、申込書の原本をご提出いただくことで迅速にご契約いただくことができます。

PC・スマホからも
簡単にお申込可能です

フレックス少額短期保険 検索
www.flex-ins.co.jp

お客さま専用ダイヤル

保険商品に関するご質問やお申込手続きについてのお問い合わせ



0120-77-2094

[受付時間] 平日10:00-17:00 ※土日・祝日・年末年始は除く

事故受付専用ダイヤル

事故が起きた際のお問い合わせ



0120-27-2094

[受付時間] 24時間 365日

※お客さま対応品質の向上のため、通話内容を録音させていただいております。

当社の保険は、「通信販売型」の商品となっております。
お申込手続きは、**お客さまご自身**で行っていただく必要がございます。
なお、賃貸借契約の窓口となった不動産会社様は、当社の代理店ではありません。
よって、**本保険に関するご説明などは法律上、一切行うことができません。**
ご不明な点などございましたら、「お客さま専用ダイヤル」までご連絡ください。

このパンフレットは、「賃貸のほけん・ワイド(住居専用)」の概要を記載したものです。
詳細につきましては、「重要事項説明書」または「ご契約のしおり・約款」をご確認いただくか、お客さま専用ダイヤルまでお問い合わせください。

フレックス少額短期保険は、株式会社FISが運営しています

株式会社 FIS
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-24-1 西新宿三井ビルディング13階
TEL.03-6911-2094 FAX.03-6911-2095 URL.www.flex-ins.co.jp
関東財務局長(少額短期保険)第55号

2018.4改定



株式会社 FIS

フレックス少額短期保険



賃貸のほけん・ワイド

住居専用

自動更新制

賃貸住宅ご入居者様の保険

賃貸住宅のご入居者の大切な生活家財や賠償責任などを 3つの補償で幅広くサポートします。

家財補償

生活家財を補償

生活家財に損害が生じた場合の損害額(※再調達価額)
※「再調達価額」とは損害のあった家財と同等のものを再購入するのに必要な額をいいます。

家財保険金額
申込書に記載のとおり

1 
家財が燃えてしまった!
火災 落雷 破裂 爆発

2 
台風で屋根が壊れ、
家財が破損!
風災 雪災 ひょう災

3 
泥棒に入られた!
盗難 1事故につき家財保険金額の10%限度
現金・預貯金は20万円限度

4 
水ぬれが起きた!
水濡 給排水設備事故による漏水

5 
車が家に衝突し、
家財が破損!
建物外部からの物体の
落下 飛来 衝突 倒壊

6 
洪水で家財が
水びたしに!
水災 床上浸水による水濡損害
1事故につき家財保険金額の30%限度

7 
外壁が破壊され、
家財が破損!
破壊 騒ぎよう・集団行動または労働
争議に伴う破壊行為や暴力行為

8 
雨漏りで家財が
水びたしに!
雨漏り ※開口部からの吹き込み、浸み込み、
漏入した場合を除きます。

9 
1~8以外の偶然な事故
破損 汚損 等
1事故につき30万円限度
自己負担額3万円

1~9の損害保険金の支払い対象となった場合、それに伴う次の出費を補償します。

 臨時宿泊費用等保険金
前述の事故(3・8・9を除く)により
発生した一時的な宿泊施設の利用・
家財移転の費用や、生活必要品の
購入費用を補償します。

1事故の
合計限度額
20万円

 失火見舞費用保険金
火災、破裂、爆発事故で他人の所有
物に損害が発生した場合の相手方
への見舞金費用を補償します。
(被災世帯数×10万円)

1事故の限度額
家財保険金額の
20%

 残存物取片づけ費用保険金
損害を受けた残存家財の取壊し、
撤出、清掃等にかかった費用を補償
します。

1事故の限度額
家財保険金額の
10%

 被害時転居費用保険金
前述の事故により発生した損害また
はストーカー被害によって借戸室
に居住できなくなり転居した場合、転
居先への引っ越し費用を補償します。

1事故の
合計限度額
20万円

保険金をお支払いできない主な場合

家財補償

- 地震・噴火にともなう損害、戦争等による損害
- 故意または重大な過失による損害
- パソコン等に保存されているデータ、プログラムの損害
- 外出先で自転車の盗難にあった場合等の損害など

修理費用補償

- 被保険者が居室外で死亡した場合の遺品の整理費用
- 給湯器の電氣的機械的故障に起因する損害
- 窓ガラス(網入り窓ガラス)のさび割れによる損害
- 鍵の紛失による玄関ドアのドアロック交換費用など

賠償責任補償

- 自動車を運転中に、他人に接触しケガさせてしまった損害
- 他人から借りている物に対する損害
- 故意による損害
- 設備の瑕疵・劣化またはさびに起因する損害など

修理費用補償

修理費用を補償

下記の場合で賃貸借契約に基づき
または緊急的に自費で修理した費用

-  家財補償の対象となる事故(8・9を除く)により借戸室に損害が生じた場合
1事故の限度額 **100万円**
-  ご入居者様(被保険者)の死亡により借戸室に損害が生じた場合
1事故の限度額 **100万円**
-  凍結による専用水道管・給湯器の損害(解体費用を含む)
1事故の限度額 **30万円**
-  凍結による専用水道管・給湯器の改良費用
1事故の限度額 **1万円**
-  借戸室の窓ガラスの熱割れによる損害
1事故の限度額 **10万円**
-  いたずらやピッキング等で生じた借戸室の玄関ドアロックの損害
1事故の限度額 **3万円**

賠償責任補償

2つの賠償責任を補償

自己負担額なし

第三者への賠償責任
個人賠償責任保険金額 **1,000万円**

第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。



階下に水ぬれ損害を与えてしまった。

大家さんへの賠償責任
借家人賠償責任保険金額 **1,000万円**

大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。



借戸室で火災を起こしてしまいました!

火災 爆発 水濡 破損 等

安心快適！

24時間 365日

フレックス生活安心駆けつけサービス

3つの緊急時に「24時間365日」
対応いたします。

サービス1 玄関鍵のトラブルに対応



お部屋の鍵の紛失などに対応する
サービススタッフを手配いたします。

鍵の紛失時の解錠や鍵穴の異物除去をおこないます。
(駆けつけ・解錠無料)

サービス2 水回りのトラブルに対応



水回りの不具合に24時間365日駆けつける
サービススタッフを手配いたします。

急な水漏れや詰まりなどの不具合等に一次対応する専門
会社のサービススタッフを手配いたします。(駆けつけ・一
次対応無料)

サービス3 ガラスのトラブルに対応



ガラスの養生対応を行う
サービススタッフを手配いたします。

ガラスの破損などの急なトラブルの際、専門会社のサービス
スタッフが駆けつけます。(駆けつけ・一次対応 無料)



0120-303-513

給排水管やトイレの詰まり、
外出時のカギの紛失などでお困りのとき

24時間365日対応いたします

1. サービス全般

- ①このサービスは、「賃貸のほけん・ワイド(住居専用)」「賃貸のほけん(住居専用)」にご加入いただいたお客様のみがご利用いただける「付帯サービス」です。
- ②このサービスは、対象の保険契約における入居物件のうち、被保険者が専有・占有する居住部分を対象とします。原因箇所が共有部分(ベランダ、壁の内部、天井裏を含みます)に及ぶ場合はサービスの対象外となります。
- ③設備不良・故障などのトラブル以外の作業はサービス対象外となります。(例:洗濯機等の家財を搬入・搬出するためのドア外しやドア取り付け、照明器具のカバー着脱、浴槽エプロンの取り外し等)
- ④一次対応に駆けつけるスタッフは、お客様ご指定の部品や特殊な部材は所持しておりませんのでご了承ください。
- ⑤吹き抜けや高所天井等の高所作業にかかる足場の料金はお客様負担となります。
- ⑥原因箇所が共用部分に及ぶ場合は、対応ができない場合がございます。
- ⑦このサービスは、日本国内でのみ適用されますが、一部の離島等の地域では、このサービスの提供ができない場合があります。
- ⑧サービスを受けられる期間は、保険契約の補償期間内です。
- ⑨このサービスは、お客様の故意または重大な過失によって生じたトラブル、地震・噴火またはこれらによる津波、降灰等を原因とする場合、戦争または暴動を原因とする場合および風災や水災などの自然災害を原因とする場合には提供することができません。また、お客様ご自身で業者を手配された場合は、このサービスの対象外となります。
- ⑩このサービスをご利用される場合は、必ず「フレックス生活安心駆けつけサービス」専用ダイヤルまでご連絡下さい。事前にご連絡がなく業者を手配された場合は、本サービスの対象外となります。
- ⑪このサービスのご利用後に、本サービスの対象のご契約にご加入いただけていない、またはサービスを受けられる期間外であることが判明した場合は、後日、費用を請求させていただきます。
- ⑫交通事情、気象状況等により、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスの提供ができない場合があります。
- ⑬本サービスでは、部品交換や特殊対応が不要な30分程度の応急処置をおこないます。したがって、部品交換や特殊対応が必要な作業、30分を超える超過作業およびサービス提供範囲外の作業をおこなう場合の費用は、お客様のご負担となります。
- ⑭サービス内容が予告なく変更される場合等がありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑮当社は契約者がその有効期間中に本サービスを利用できなかったことによって発生した不利益等に関して、一切の責任を負いません。

2. 水まわりのトラブル

- ①トイレや台所・浴室・洗面所等の給排水管の詰まり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れが生じた場合に提携業者の手配を行い、詰まりの除去や水漏れを止めるための応急処置を実施します。(部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用については、サービスの対象外となりお客様さまのご負担となります。)
- ②応急処置に必要な費用については、出張費・作業代を含み、パッキン等の部品代を除きます。
- ③部品交換に関する部品代・作業代等の費用はお客様さまのご負担となります。
- ④便器等の脱着作業に関する費用はお客様さまのご負担となります。
- ⑤マンションやアパート等の集合住宅における共用部分および公共機関等の管轄部分に生じた詰まり、水漏れは本サービスの対象外となります。
- ⑥給排水管の凍結を原因とする場合は本サービスの対象外となります。
- ⑦屋外の水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れは本サービスの対象外となります。
- ⑧機能付き便座・エアコン・給湯器等、電気設備に関わる水のトラブルは本サービスの対象外となります。

3. カギのトラブル

- ①カギを紛失した場合等に提携会社の手配を行い、玄関の解錠作業を行います。
- ②解錠のご依頼は、契約者または被保険者から入電があった場合のみお受けいたします。
- ③お客様さまご自身の写真付き身分証明の開示ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
- ④サービスの対象は玄関の錠に限ります。建物内のドアの解錠、物置・倉庫などの解錠は本サービスの対象外となります。また、マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等の解錠も対象外となります。
- ⑤錠およびドアの種類によっては解錠作業ができない場合があります。
- ⑥解錠には、警察の立ち合いを求める場合があります。
- ⑦居室内からの玄関の解錠依頼は本サービスの対象外となります。
- ⑧お客様さまご自身で取り付けられた錠の解錠については、本サービスの対象外となります。

4. ガラスのトラブル

- ①外気とお部屋を区切るガラス製の窓もしくはガラス付きドアが破損、ひび割れの場合に清掃及び養生を行います。
- ②養生作業とはベニア板などで補強し雨風を防ぐ作業となります。速やかに管理会社および所有者へのご連絡をお願いします。
- ③台風などの自然災害を原因とするトラブルは本サービスの対象外となります。
- ④天窓など高所作業のトラブルは本サービスの対象外となります。